○外務省告示第二百四号

令和七年二月二十七日にプノンペンで、カンボジア王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億四百万円
3　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和七年六月十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百五号

令和七年三月二十日にプノンペンで、カンボジア王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十一億六千六百万円
3　贈与の供与期限　令和九年三月三十一日
4　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和七年六月十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百六号

令和七年二月二十七日にプノンペンで、カンボジア王国における都市部におけるプラスチックごみ処理能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　都市部におけるプラスチックごみ処理能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億七千八百万円
3　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
国際連合開発計画側　アリーシャ・シャーケル在カンボジア事務所代表

令和七年六月十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百七号

令和七年二月二十八日にマニラで、フィリピン共和国におけるバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域の脆弱なコミュニティにおける気候に対する強靭性のある生計向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域の脆弱なコミュニティにおける気候に対する強靭性のある生計向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億五千七百万円
3　署名者
日　本　側　遠藤和也在フィリピン大使
世界食糧計画側　レジス・チャップマン在フィリピン事務所代表

令和七年六月十日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市浅岸字赤重三〇の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤重三〇の五（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市小久田町字井ノ口二六の一、二七の一、二七の二、二九、三〇、四六の一、四八の一、四八の二、四九の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字井ノ口二七の一・四六の一・四八の一・四八の二・四九の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県栃木市岩舟町小野寺字中妻四八〇九、四八一〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中妻四八〇九・四八一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市北野上字尻高田入二七八〇から二七八二まで・二七八五の二・二七八五の三・二七八七の一・二七八九・二七九〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二七七六の一、二七七六の三、二七七七の一、二七七七の五、二七七八、二七八三、二七八四、二七八五の四、二七八五の一三、二七八七の三、三六〇四の二四、三六〇四の二六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）